

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：東温市水道事業会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和44年1月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	東温市	職員数 (H19. 4. 1現在)	10人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	(H18)	48	公営企業債現在高(百万円)	(H18)	6,996
累積欠損金 (百万円)	(H18)	245	利益剰余金又は積立金(百万円)	(H18)	245
不良債務 (百万円)	(H18)	0	財政力指数		0.55
資金不足比率 (%)	(H18)	0	実質公債費比率 (%)		13.4
			経常収支比率 (%)		87.2

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<p>新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容          旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容          該当なし</p>
<p>〔合併期日：平成16年9月21日 合併前市町村：温泉郡重信町、温泉郡川内町〕          旧重信町は合併前より法適用公営企業として水道事業会計で経営。旧川内町は簡易水道特別会計にて運営。          平成17年4月1日から、旧川内町の簡易水道特別会計を旧重信町の法適用水道事業会計に統合。（簡易水道特別会計の一部の県条例水道については未統合。）</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	東温市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	東温市長 高須賀 功
既存計画との関係	東温市行政改革集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	ホームページ、議会へ計画内容の説明
基本方針	「安全・安心・おいしい水の安定供給を実現すること」を水道の使命として、簡易水道の統合事業を実施し、水源・浄水施設の整備、及び老朽化施設の改良を進めるとともに、簡易水道統合による効率的な管理・運営を行うことで経営の一元化による経費の節減を図り、また受益者負担の原則に基づきながら健全経営を図っていく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		86	89	175
	補償金免除額		16	18	34
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	4,927	85,660	88,816	179,403
合 計 (A)		4,927	85,660	88,816	179,403
一 般 上 記 の 中 に 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		4,927	85,660	88,816	179,403

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の 中 に 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の 中 に 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>計画全年度において資金不足はなく、料金回収率は計画全年度において100%を上回っているが、平成23年度は121.1であり計画初年度の134.0より減少の見込みである。総収支比率は計画全年度において100%を下回っており、類似団体平均(107.9)と比べ低い数値となっており、平成23年度は計画初年度と同じ83.8の見込みである。経常収支比率は計画全年度で100%を下回っており、類似団体平均(108.2)と比べ低い数値となっており、平成23年度84.2であり、計画初年度84.4より減少の見込みである。営業収支率は計画初年度で94.8であり、平成23年度の料金改定予定により97.9となるが、100%を下回っており、黒字に転換するまでは至らない。</p> <p>企業債残高について、簡易水道を統合するための事業を平成29年度まで行う計画であり、膜ろ過施設や山間部への配水管延長など事業費が平成18年度がピークで約20億円、企業債残高が平成22年度にピークを向かえ約100億円の見込みである。そのため企業債による元利償還金の年々の増加、及び事業実施に伴う資産の取得による減価償却費の増加等により、単年度の純損失は平成22年度まで増加しつづけ、料金改定予定の平成23年度でやや解消するものの、計画初年度より増加しており、平成23年度で約138百万円の純損失となる。累積欠損比率は平成23年度で160.4の見込みであり、計画初年度よりも増大している。類似団体平均(3.7)と比較すると、非常に累積欠損金を抱えていると言える。</p>	
経営課題	課 題	滞納金の徴収対策
	<p>水道料金の滞納金は現年調定金額に対して約0.3%にあたる約10百万円が毎年あり、過年度調定の収納率は約15%である。利用者負担の原則、利用者間の公平性、また不納欠損による特別損失をなくすために滞納金徴収に努力をする必要がある。</p>	
	課 題	料金水準の適正化
	<p>水道料金は5年ぶりに平成19年度に改定を行ったが、1ヶ月20m3当たりの家庭用料金を類似団体2,960円と比較して、当市は1,995円と低水準にある。地域特性等考慮する必要があるが、地方公営企業法第21条第2項の規定に基づき適正化する必要がある。</p>	
	課 題	
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率	(%)				163.0	142.3	134.0	134.8	127.6	112.8	121.1
総収支比率(法適用)	(%)				91.2	83.9	83.8	83.5	80.8	76.3	83.8
経常収支比率(法適用)	(%)				94.1	84.3	84.4	83.9	81.2	76.7	84.2
営業収支比率(法適用)	(%)				104.0	93.1	94.8	95.3	92.8	87.1	97.9
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)				34.8	58.7	74.6	92.9	119.3	157.3	160.4
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)				-	-	-	-	-	-	-
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰入金比率	収益的収入分	(%)			12.9	15.3	15.2	16.3	18.0	19.6	18.0
	うち基準内繰入金	(%)			0.4	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金	(%)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)			2.0	2.6	3.9	4.4	6.2	12.4	28.0
	うち基準内繰入金	(%)			2.0	2.6	3.9	4.4	6.2	12.4	28.0
	うち基準外繰入金	(%)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの	(%)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価<sub>1</sub> / 給水原価<sub>2</sub> × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度6月使用分から平均26%増の料金改定を実施済。(前回H13年4月)1ヶ月20m3使用で県内市中の26料金体制中3番目に低水準。</li> <li>・平成21年度から民営横河原水道組合を統合するため、12百万円増の給水収益を見込んでいる。</li> <li>・有収水量について世帯は毎年100世帯増の見込みだが、節水意識の高まりおよび節水型機器の性能の向上と普及による水道使用量の減少のため横ばいとした。</li> <li>・平成23年度に約15%増の料金改定見込み。</li> </ul>
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益的収支分の繰入金は基準内の消火栓維持管理費と利子償還金の2分の1を見込んでおり、消火栓維持管理費は約850箇所について8百万円、利子償還金は繰上償還と借換を行ったとして、平成24年度にピークを迎えるので23年度までは繰入金としては増加見込みである。</li> <li>・資本的収支分の繰入金は基準内の消火栓設置費と元金償還金の2分の1を見込んでおり、消火栓設置費は事業計画により見込んでおり、元金償還金は繰上償還と借換を行ったとして、平成41年度にピークを迎えるので23年度までは繰入金としては増加見込みである。</li> </ul>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重信統合簡易水道事業と川内統合簡易水道事業の2事業をしており、重信統合簡易水道事業は5簡易水道及び未普及地域を上水道として統合し、平成12年度～21年度実施。総事業費99億円、補助金27億、起債66億、その他6億。川内統合簡易水道事業は6簡易水道、小規模水道施設および未普及地域を上水道として統合し、平成17年度～平成29年度実施。総事業費51億円、補助金12億、起債36億、その他3億。</li> <li>・資産売却については、減価償却期間内及び起債償還中のため売却については見込みなし。また、遊休資産もない。</li> </ul>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度で重信統合簡易水道事業が完了の為、22年度から2名の職員と臨時2名の人件費を資本的経費から削減し、収益的経費に2名の職員と臨時2名の人件費計上。</li> <li>・平成19年度中に南吉井浄水場稼働、平成23年度から川内浄水場稼働予定のため、動力費増の見込み</li> </ul>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>集中改革プランにおいて平成17年度から平成21年度までの期間の職員数は11人であるが、平成19年度に1人削減の10人となっており、平成23年度までは増加しない予定である。</p> <p>国の給与構造改革の実施を踏まえ、国に準じた対応を行う。          ・平成18年度より、給与表の見直し(平均4.8%引下げ)、枠外昇給制度の廃止、55歳昇給抑制措置の導入は実施済み。          ・業務成績に基づく昇給制度の導入、勤勉手当への実績反映の拡大については平成22年1月1日実施予定である。(人事評価)          ・地域手当については、本市は支給対象外地域のため運用なし。          2(1) 給与水準の改善額は1百万円未満のため計上していない。</p> <p>技能労務職員なし。</p> <p>退職手当の支給水準は国の制度と同じ。          ・自己都合 勤続年数45年 支給率59.28          ・定年、勸奨 勤続年数45年 支給率59.28          退職時特別昇給制度(定年・勸奨)廃止済。</p> <p>地方公務員等共済組合法第113条に基づき事業主負担割合は約2分の1である。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p></p> <p></p> <p></p>

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>簡易水道から上水道へ移行するために、大規模な事業を行っており、それに対する事業費が18年度にピークを向かえ、平成35年度まで元利償還金の増加、また平成25年度まで減価償却費の増加のため、コストが増加する。したがって、料金収入について平成19年度6月使用分から平均26%増の料金改定を5年ぶりに実施済で増収見込みは53百万円。1ヶ月20m3使用で県内市中の26料金体制中3番目に低水準。しかし大幅な料金改定や毎年の料金改定は、利用者の立場から考慮すると困難なため、4年ごとに定期的な見直しを図り、平成23年度に約15%増の料金改定見込みで増収見込み75百万円(22年度料金収入見込504百万×0.15%)。また、収入確保のため検針票の裏面に広告主を募集し、広告料なども収入している。改善額200千円</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>行政評価の導入</p>	<p>決算状況を広報・ホームページで公開している。(18年決算は19年7月公表)</p> <p>平成21年度に事務事業評価を導入予定であり、施策評価については導入時期等を検討中である。</p>
<p>5 滞納金の徴収対策</p>	<p>通常納期限内に納付のない者には20日以内に督促状を発送する。督促後も納付しないものは催告状を発送。催告後においても納付しない者には面談または訪問等し滞納金の減少を図る。面談・訪問等においてもなお納付しない者に対しては東温市給水条例に基づき給水停止を検討し、滞納金の増大を防止する。改善額は1百万円(過年度収納率実績15%を5%増の20%を目標、過年度未納分20百万円×5%)</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数は条例定数13人、集中改革プラン目標値は平成21年度で11人であるが、平成19年度に1人削減しており10人である。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金改定を5年ぶりに平成19年度6月使用分から平均2.6%増で実施済。次回、平成23年度に約1.5%増の料金改定見込み。しかし、繰越欠損金の解消までは至らないが、当年度純損失は平成23年度から減少するので、4年ごとに定期的な見直しを図り、長期的にはなるが当年度損失から純利益に転換させ、繰越欠損金の解消を目標とする。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 滞納金の徴収対策	通常納期限内に納付のない者には督促状を送付し、督促後も納付しないものは催告状を送付。その後も納付のない者は面談・訪問等し、滞納金の減少を図り、面談・訪問等においても納付しない者については東温市給水条例に基づき給水停止を検討し滞納金の増大を防止する。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
2	料金改定率							26%				15%	
	改善額(料金の適正化) 1							53	88	88	88	163	479
4	滞納金の徴収対策												
	改善額							1	1	1	1	1	5
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他(広告料)												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	職員削減												
	改善額							5	5	5	5	5	25
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)				11	11		10	10	10	10	10	10
	増減数(人)				0	0		1	0	0	0	0	0
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率				34.8	58.7		74.6	92.9	119.3	157.3	160.4	
	増減				0.0	23.9		15.9	18.3	26.4	38.0	3.1	
	企業債現在高				5,719	6,996		8,154	9,202	9,925	10,223	10,211	
	増減				0	1,277		1,158	1,048	723	299	-12	
	計画前5年間改善額 合計												509
	改善額 合計												34

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 34

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)				32	32	32	33	35	35	36
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )				3,768	3,676	3,645	3,645	3,775	3,775	3,775
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)				18,420	20,470	20,470	20,470	20,470	20,470	20,470
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)				15,941	16,995	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
最大稼働率(%)				86.5	83.0	83.0	83.0	83.0	83.0	83.0
供給単価(円/m <sup>3</sup> )				113	110	125	135	134	134	154
給水原価(円/m <sup>3</sup> )				140	156	178	195	203	219	225

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

簡易水道統合に係る事業を重信地区統合簡易水道事業と川内地区統合簡易水道事業の2事業としており、重信地区統合簡易水道事業は5簡易水道及び未普及地域を上水道として統合し、平成12年度～21年度実施。総事業費9億9千万円、計画給水人口21,300人、1日最大給水量12,400m<sup>3</sup>。  
川内地区統合簡易水道事業は6簡易水道、小規模水道施設および未普及地域を上水道として統合し、平成17年度～平成29年度実施。総事業費5億1千万円、計画給水人口114,000人、1日最大給水量6,520m<sup>3</sup>。